

生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表

○生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準（平成17年7月29日農林水産省告示第1259号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

新（平成28年6月1日農林水産省告示第1266号）	旧
<p>三 小分けを担当する者の資格及び人数</p> <p>1 小分け担当者の資格及び人数</p> <p>小分け担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(2) (略)</p>	<p>三 小分けを担当する者の資格及び人数</p> <p>1 小分け担当者の資格及び人数</p> <p>小分け担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(2) (略)</p>
<p>四 格付の表示をする組織及び実施方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 格付の表示の実施方法</p> <p>(1) 次に掲げる事項について、格付の表示に関する規程（(2)において「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>出荷後に生産情報公表農産物の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項</u></p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(2) 格付表示規程に基づいて格付の表示が適切に付され、<u>又は除去若しくは抹消される</u>ことが確実と認められること。</p>	<p>四 格付の表示をする組織及び実施方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 格付の表示の実施方法</p> <p>(1) 次に掲げる事項について、格付の表示に関する規程（(2)において「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2) 格付表示規程に基づいて格付の表示が適切に付されることが確実と認められること。</p>